

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和2年度 第4回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部区民参画推進課		
開催年月日	令和2年10月26日（月）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時52分		
開催場所	L. ソフィア 3階 第2学習室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	徳永 裕文 委員	石川 秋恵 委員
	内藤 忍 委員	片野 和恵 委員	野田 睦子 委員
	保田 昌徳 委員	田中 裕子 委員	小川 節子 委員
	添田 雅子 委員	田中 孝子 委員	上野須美代 委員
	猪野 純子 委員	亀田 彩子 委員	
	【事務局】		
	寺島 光大 区民参画推進課長		
	明石 光人 男女共同参画推進係長	前川 男女共同参画推進係員	
	【傍聴者】 1名		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女参画プラザ講座委託に関する評価について 2 前回（9／24開催）委員会のふりかえり 3 重要課題に関する自由討議・意見交換 4 次回（11／30）議事内容について <ol style="list-style-type: none"> （1）年次報告書作成に向けた提言 （2）区長報告について 5 事務連絡 		

資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和2年度第3回男女共同参画推進委員会（9／24）の 要点 ・資料2：令和2年度年次報告書（イメージ） ・その他1：令和2年度第3回男女共同参画推進委員会（9／24） 議事録 ・その他2：男女参画プラザ講座委託に関する評価資料 ・その他3：男女参画プラザ講座チラシ等 ・その他4：令和元年度事業報告書
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

1 男女参画プラザ講座委託に関する評価について

（寺島課長）

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第4回足立区男女共同参画推進委員会を開催させていただきます。

私は、区民参画推進課長の寺島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、当委員会でございますが、本日、14名の委員の皆様に出席いただいております。男女共同参画推進委員会規則第4条におきまして、半数以上の委員の皆様の出席をもって成立するとされてございますので、本日の委員会は有効に成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

また、同規則第5条によりまして、当委員会は公開の委員会でございます。皆様方のご発言につきましては、後ほどご確認をいただいた上で、ホームページ等で公開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、傍聴人の方もお見えになっておりますので、ご承知おきをいただければと思っております。

それではまず、お手元資料の確認を事務局からさせていただきます。

（明石係長）

区民参画推進課の明石と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では、お手元の資料の確認からさせていただきます。

まず、今回の次第がございます。その次に、資料1といたしまして、令和2年度第3回男女共同参画推進委員会の要点というのが、ホチキス留めでございます。資料2については令和元年度の年次報告書のイメージという

形で、今回使わせていただきます。こちらホチキス留めになっております。その他資料といたしまして、前回、第3回の男女共同参画推進委員会の議事録がございます。こちらに関しては、皆様にお手直しをいただきまして、近々ホームページのほうに掲載したいと考えております。

ほかに、今後の講座について、チラシが何枚か入っております。こちらもお願ひします。

黄色い分厚い冊子があるんですけども、令和元年度の事業報告書が完成いたしましたので、後ほどご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、封筒のほうに入れさせていただいたんですけども、こちらは令和2年度、今年度の上半期の講座評価の一式の資料になっております。こちらに関しましては、議題1のほうで、また詳しく説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が資料になりますが、お手元のない資料がございましたら、事務局のほうにお申し出ください。よろしくお願いいたします。

終わります。

（寺島課長）

それでは、次第に沿いまして、次第の1に進ませていただきます。

男女参画プラザ講座委託に関する評価についてでございます。

それでは、こちら事務局から、ご説明いたします。

（明石係長）

座らせていただいたまま、説明いたします。

では封筒の中を見ていただきまして、まず最初に、令和2年度足立区男女参画プラザ講座委託週間評価スケジュールという資料をご覧ください。A4の横サイズになっております。

こちらに関しましては、第1回推進委員会

のときにアナウンスをさせていただきましたが、講座の上半期の評価を、委員の皆様に行っていただきたいと思います。

今年度については、新型コロナウイルスの影響で講座が、1回目が7月29日になってしまったので、それに当たりまして、この評価のほうも1回ずらさせていただきました。なので、4回目のときに、今日説明させていただきました。次回の5回目に、皆様にお出しするという形の流れになっております。

スケジュールをご覧ください。右側に推進委員というところがあるんですけども、今日この後、説明いたしますが、評定表の作成を行っていただきまして、提出していただきます。こちらの男女参画プラザ講座評定表という、こちらA4横になっていますが、こちらの提出を、11月16日、月曜日までに、eメールもしくはファクスのほうで送っていただきたいと考えております。

後ほどこちらの評定表のデータについては、事務局のほうから各委員様のほうに、メールでデータでお送りいたしますので、ご確認いただければと思います。

次に具体的にどの評価を、どの講座を評価するかと言いましたら、令和2年度の足立区男女参画プラザ講座開催一覧表というのが、こちらのA4でございます。こちらが7月29日から、直近でいうと10月17日までに行った講座、全6講座になります。こちらの6講座について、委員の皆様には評価をしていただきたいと考えております。

これだけだとどういう講座が行われたのかというのが、具体的に分からないかと思うので、A3でちょっと大きくなっているんですけども、こちらが講座の実績報告書なんですけれども、受講者の方からいただいたアンケートですとか、あと委託先の事業所からいただいたコメント、あと事務局、区民参画

推進課の意見というのが、こちらに反映されておりますので、こちらをご参考にさせていただいて、皆様、評価をいただきたいと思っております。

具体的にこの場でというのは難しいと思うので、一度お持ち帰りいただきまして、評価をいただきまして、次回、皆様の委員さんからいただいた評価というのを、事務局のほうで集計をいたしまして、実際に質疑応答というのを、5回目の推進委員会の冒頭で行っていきたくと考えております。

評価の方法なんですけれども、別紙2-1というのが、評価基準のものになっております。こちらの評価基準を参考に、5段階で評価をしていただければと考えております。

上半期に行った6講座についても、チラシが全て色刷りで、これ一度、推進委員会でお配りしている資料もありますが、もう一度お配りさせていただきましたので、こちらもご参考にいただければと思います。

何かご質問等がありましたら、この場で受け付けさせていただきますが、よろしいでしょうか。繰り返しになってしまいますが、11月16日、月曜日までに、こちらの事務局のほうに評定表のデータをファクス、もしくはメールで送っていただければと思います。

それではよろしく願いいたします。

以上です。

(寺島課長)

ただいまのご説明でよろしいでしょうか。何かご質問、分からない点とかもしあるようでしたら、お申し出いただければと思います。

繰り返しになりますが、今月お配りをいたしました資料を基に評価をしていただきまして、16日までにできましたら、事務局までお戻しをいただきたいということでございます。

こちらにつきましては、よろしくお願いを

いたします。

2 前回(9/24開催)委員会のふりかえり (寺島課長)

では、続きまして、議題の2でございます。

前回委員会のふりかえりということになります。お手元資料の1をご覧ください。

前回推進委員会の要点という形でまとめさせていただいております。

前回、第3回の推進委員会におきましては、担当所管を招きまして、ヒアリングを行っていただきました。DV被害者の支援体制の充実というところでは、中部第二福祉課とこども家庭支援課、区民参画推進課、こちらの3課からヒアリングを行っていただいていたところでした。

内容につきましては、相談件数でありますとか、支援体制の課題、また窓口相談のPR、周知などというところで行っていただきました。4番目の警察と官公庁の連携ということについてもヒアリングを行っていただいていたところでした。

その後、質疑応答等させていただきましたので、そのあたりは2ページのところ、主なやり取りをまとめさせていただいているところでした。

重要課題として2点目なんですけれども、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、区民参画推進課の担当所管でございますので、ヒアリングを行っていただきました。こちらでは実際に認定企業になって、動機でしたりとか、魅力を感じた点、また公募の関係ですとか、新たな認定基準、認定制度について、ヒアリングを行っていただきました。

またそこでの質疑応答、主なものにつきましては、3ページ、4ページのところでまとめさせていただいているところになります。

こちらの内容を踏まえまして、本日、委員

の皆様方で、自由討議、意見交換をしていただくことになってまいろうかと思っております。

こちら、ふりかえりの部分は以上ですが、よろしいでしょうか。

3 重要課題に関する自由討議・意見交換 (寺島課長)

それでは、3番、重要課題の自由討議、意見交換に入ってまいりますけれども、ここから先の進行につきましては、石阪委員長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(石阪委員長)

ありがとうございます。石阪です。よろしくお願いたします。

今、ご説明がありましたとおり、前回2つのテーマについてのヒアリングが行われたということです。参加された方も、されていない方も記録にまとめてあるんですけれども、質疑応答として、皆さんから出た意見、ここに取りまとめてあります。

ページをめくっていただくと、資料2のところに、これは重点分野、今回はこの2つのテーマが書いてあって、柱立てが、その後2ページ、3ページあって4。5ページのところに、「委員会提言」と書いてあって、1、2、3と書いてあるわけですけど、来年になりますね、多分。今年まとめて、今年度末に、こちらに皆さんの意見をまとめた提言を、ここに記して行って、最終的に区長のほうにこれをお渡しするというようなことで、一応、今年度終わるといいますので、これからは皆さんに、特に今日は意見を出してもらって、それを提言化するという作業をしていきたいと思っております。

ですので、今回、テーマがあまり拡散してしまうと、なかなか提言にはなりませんので、主にこの2つのテーマに絞り込んで、皆さん

からまたご意見をいただいて、それを提言にまとめていきたいというふうに思っています。

スケジュール的には、来月が恐らく最後ということになりますので、主要な意見はできれば今日、皆さんからいただいて、それを来月、一応こういう形にちょっと落とししてもらって、もう一度確認する、そういう形で進んでいきたいと思えます。

テーマですけれども、この2つのテーマということですが、たまたま私、昨日、富山に行って、いろいろお話をしていたんですけど、やっぱり出てくるテーマというのが、今非常にトレンドなのは、1つはデジタル化ということを盛んに言っていますね。特に働き方をどう変えるか。デジタルを取り入れることによって、恐らく近い将来、足立区もかなり効率化されていくだろう。よく、判この話題が出ますけれど、それだけではなくて、それが最終的にはもう働き方の効率化につながって、労働時間の縮減につながるんじゃないかという期待も一方でありますし、あるいは地方の人にとってみると、東京都の距離がリモートを通じて近づくんじゃないか。そういう期待がある。簡単に言えば、地方に住んでいても、東京とコミュニケーションが取れる。

ですから、それこそ私みたいに、新幹線に乗ってここまで来たんですけど、そういう必要性はもうなくなってくるんじゃないかという、そういう期待です。それによって、今まで移動や労働にかかっていた時間を縮減する。その結果、それを例えば家庭であったり、地域社会であったり、あるいは自分の趣味であったり、そういったものに振り向けることによって、ワーク・ライフ・バランスが進むのではないか、そういう期待ですよね。これはやっぱり地方はかなりありました。

ただ一方、東京の人からすると、そんなの

現実的に無理でしょう。今、コロナのこういう状況でたまたまこうだけれど、と思っているかもしれないですが、地方はむしろコロナよりも、そういうような期待のほうが大きかった。そういう感じがしました。これがまず1点目、トレンドですね。

それから2つ目が、やはりコロナ対策なんですけれど、たまたま私がいろいろ伺ったところによると、今ちょっと潮の目が変わってきて、地方ではどちらかというとコロナの安全・安心よりも、経済対策を優先すべきだという方向にシフトしつつあるっていうんですね。東京ではいまだに新感染者数が、一定数いますけれど、地方はもうほぼ出ていないような地域もありますので、そうなってくると、今、Go To何がしたいなキャンペーンがいっぱい出てきて、とにかく人に来てもらいたいとか、特に企業からすると、このままでもうもたないという企業がたくさんある中で、コロナ対策も大事だけれども、やっぱり経済対策もしっかりやってほしいという意見が非常に多かったような気がしました。

ですので、このコロナの問題が1つですけれども、DV問題というの、実はコロナで潜在化していた、あるいは表に出なかったのが、数値としては、コロナの比率は低かったんですけど、それが8月以降どんどん増えてきて、表に出てきて、ようやく我々の目に触れるようになってきた。つまり統計上、目に触れるようになってきたということですね。

ということは、今後、ウィズコロナの時代に、こういった問題も男女参画の恐らくテーマとして、非常にここで議論をしておかなければいけない。これをどうするのか。例えば子どもたちや、夫婦間、パートナー間で暴力があった場合、どのような形でそれを対応していけばいいのかということも、このウィズ

コロナ時代に考えていかなきゃいけないだろうということですので、1つは、やっぱり企業の働き方で、実際にワーク・ライフ・バランスがどんどん変わっていくのかどうかということ。

もう一つは、このコロナの時代に、このDV問題を、ある意味では官民が連携する形で、どうサポートしていく体制をつくるのかというようなことになると思いますので、今日はどちらかという皆さんに自由に意見を言っていただいて、まとめるという作業に入っていきたいと思いますので、ヒアリング、前回出席された方も、いや、今日ちょっと初めて見たという方も、ご意見、ご質問を自由にいただければというふうに思います。

私が、テーマを振って当てるというよりは、これを皆さん、まず簡単に読んでいただいて、お一人ずつ、どんなような感想をお持ちか、あるいはご提言があれば、こういうことを、区としてやったほうがいいんじゃないとか、ここはちょっと今課題としてあるから、この辺は見直しが必要だとか、むしろそのあたりまで、皆さんから一言ずついただければと思います。

ですので、テーマとしてあまり拡散すると、先ほど申し上げたように、ちょっと問題なので、いわゆるDV問題もしくはワーク・ライフ・バランスの問題ですね。特にワーク・ライフ・バランスについては、働き方という広い大きなくくりから、足立区の場合は、特に認定企業という、ワーク・ライフ・バランスに認定された企業があるんですけども、その企業の指標まで踏み込んだんですかね。前回、皆さんにご覧いただいて、いろいろ今見直しも毎回されているということでしたけれども、例えばこんな視点を入れたらいいんじゃないか。ワーク・ライフ・バランス認定企業を選定する際に、例えばこういう

ところを評価してあげたらいいんじゃないか。もしそういうご提言等があれば、そういうこともどんどんご発言いただければと思いますし、1つ、やっぱり課題としては、認定企業が、私は確かに非常に大事な試みだとは思いますが、なかなか広まっていけないという現実があります。恐らく分母は足立区の企業としてしまうと、ごくごく一部ですね、多分。だからそう考えると、もっとそれが普及して、広まっていくために、どんなようなことが求められるのかということも、皆さんにはご発言いただければと思います。

ちょっと話が大きくなりましたけれども、もし何か皆さん、感想で構いませんので、これをご覧になって、今日はお一人ずついただければと思います。

最初嫌ですので、いきなり手を挙げるのは、僕、学生だと、すごい嫌がられるんですけど、じゃ、今日はあいうえお順にしようとか、いろいろ言うんですけど、大体こういう場合は席順で回していかざるを得ないかなと思っていますから、まず1周、皆さんからご意見、あるいは感想でも構いませんので、いただいて、その後またフリートーク、質疑応答に入っていきたいと思います。

ということで、何か横を向きましたが、じゃ、徳永さんから。

(徳永委員)

僕、一番最初の委員会のときに、DVのことを、自分の担当した事件のこともあって、よく言ったんですけど、すごく気になったのは、最初のところ、相談件数等について、ごめんなさい、資料の要点ですけども、(1)アの相談件数等について、「女性相談全般やDVの相談件数については、コロナ禍で急に増えたというような傾向は見受けられない」。これはよく分からないんですけど、実態は本当にそうなんだろうかという疑問が1つあ

ると、「児童虐待に関する通報件数は、令和元年度まで年々増加傾向にあるが、最近では、緊急事態宣言のあった令和2年4月5月は大幅に減少している」。だから実態、真実としての虐待の件数が減るとするのは考えにくいわけじゃないですか。こんなきっかけで。コロナがそういうきっかけになるはずがないし、認知できている件数が大幅に。

(石阪委員長)

数字が表に出ていないというわけですね。

(徳永委員)

だからそれが一番の問題点になるんだろうなと思っていて、DVも増えるだろうと言われていたのに、認知件数としては増えていないとなると、見逃されているというか、こちらが拾えていない被害事例があるんだろうな。

ただでさえ、DVの問題って、家庭内の問題は発覚しにくいという性質があると思うんですね。しかもDVを受けている人が、それがDVだと認識していないというケースが圧倒的に多い。それをどう拾えばいいのかなというのを見て、思ったんですけど……

(石阪委員長)

まず、受け身的に言うとなかなか出てこないが、物理的に、コロナの一番ひどかったときは、電話相談にしろ、行政自体が結構閉まっていた。そういうわけでは。

(寺島課長)

虐待って、結構学校だったり、保育園だったりとかで、発見されて、認知につながるという話がよくいわれます。

(石阪委員長)

それ自体がなかったんですね。

(寺島課長)

そこは一斉休校だったりとか、保育園もお休みしてくださいだったりとかで、なかなかそれで拾えなかったというところが、多分認

知につながっていない1つの理由かなというふうに思っています。

(石阪委員長)

前回もお示ししていたのは、その間、どんと下がっているんですね、数字上は。それで夏ぐらいから増えてきた。だからそういう意味ではどんと下がったというふうには、徳永さんがおっしゃったように、やはり見せかけであって、減っているわけではないということだね。

これを恐らくコロナ、今後ウィズコロナで、また学校が休みになったりということがあってもかもしれませんけれど、そうなったときにいわゆる潜在化するということが1つ問題で、むしろ表に出るというのは、ある意味健全な、健全というのは変ですけど。

(徳永委員)

何かきっかけがないと、公的機関に認知されないと思う。自ら進んで行く人ってなかなかいないと思うので、やっぱり相変わらず課題があるのかなと思った。まず感想なんですけれども、僕が一番思ったのがまずそういうことです。

(石阪委員長)

恐らく自治体によっては、もうアウトリーチと言って、ちょっと何か疑いがあった場合は、自治体のほうから出向いて行って、何かするぐらいの、ある意味では、そこまで本当にやるべきかどうか別として、そういうようなことまで踏み込んでいかないと、特にコロナの時代から出てこなくなってしまうんで、言い方は悪いですけど、掘り起こしながら、簡単に言うと本当にここにいるんじゃないかという懸念があるところについては、行政が行くっていうね。それぐらいじゃないと、なかなか表には出づらいいというのが、1つ。

(徳永委員)

他方アウトリーチもやり過ぎると、人権問

題に。

(石阪委員長)

そう。人権問題が結構あるんで、あまり入ってしまうと、いろいろ難しい問題、かえって難しくなってしまうんで、かなり慎重にということになりますね。

(徳永委員)

提言というわけではないんですが、感想として、そう思いました。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。石川さん。

(石川委員)

私も前回欠席ということだったんですけども、資料を読ませていただいて、DVの被害、相談になっている人も、区民の自覚というのが、周りから、思っているほど区民が自覚していなかったりとかいうような、相談の事例を見ると気がしたんですね。

そういったところが、表に出てこない。被害があっても、表に上がってこない原因なのかなというのを、ちょっと感じました。具体的に何というのはないんですけども、その辺のところ、みんなの意識が高くなって、何か異常だなと思ったら、声を出せる場所というのが、身近にあるというのはやっぱり必要なんだと思います。

(石阪委員長)

それこそ、お二方に共通しているのは、コロナになると、ますますそういうのが表に出なくなるので、もっとつなぐというところに、力を入れていかないと、今まで以上に。言い方はあれですけど、例えばリーフレットを配って、何かあったら連絡してくださいではなくて、本当に積極的に、ある程度行政が出て行って、つなぐような垣根をつくらないと、これ、ますますコロナがひどくなったときに、数字は少ないから大丈夫だということでは

ないということですね。お二人ともね。

ありがとうございます。

(内藤委員)

内藤です。

まず今いただいたご意見、DVについては、概要の2ページ目の、多分質疑の最初のところで入れていただいているのは、私が言ったかもしれないことで、やはり今述べていただいたことと同じです。

データとしては上がっていないので、それ自体が問題だとおっしゃる徳永先生のごことは、まさに、こういうことを載せるべきでないということのみならず、そこに問題があるということだと思っています。

これまで言ったかは分からないんですけど、このDVに関しては、昨年、ILO、国際労働機関で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの条約と勧告」というのがありまして、ILOというのは国連の一機関ですけども、実はその条約と勧告の中で、DVのことについて触れられているんですね。その条約の中の一項目として、加盟国は次のことを行うための適切な措置を取るという、これは10条ありまして、その中のF項で、「家庭内暴力の影響を認識し、及び合理的に実行可能な限り、仕事の世界におけるその影響を緩和すること」というのがあって、加盟国に何らかの対処を求めていることと、条約と勧告が採択されて、勧告のほうにもう少し詳しく書いてあって、具体的にどうということかと言うと、その制度としては、「家庭内暴力の被害者のための休暇」、これは……

(石阪委員長)

恐らくILOなんで、働き方のほうですね。だから国際労働機関のILOですね。

(内藤委員)

はい。

(石阪委員長)

その一環の中でということなのかな。

(内藤委員)

そうです。企業がいかにかDVを減らすことに貢献できるかという視点で。

(石阪委員長)

そういう視点。

(内藤委員)

はい、そういう視点です。つまり労働者が家庭内暴力を受けたときに、会社として休暇を与えて避難させたり、あるいは自分たちでかくまうなど、そういうことも企業として行う。1つの社会の中の一存在として、私たちは関係ありませんということではなくて、そういうことを求め始めているということですね。

さらに、「家庭内暴力の被害者のための柔軟な就業形態及び保護」、保護は今言ったとおり。こういうことが国際的に言われ、国際基準でも入るようになり、加盟国の中には、既に取り入れている国や企業がある。

という流れで、日本もこの批准を目指していくんですが、だから何らか、国としても対処をするし、じゃあ、ここでDVのために何が足立区でできるのかというときも、国はまだやっていないかもしれないけれども、当然、国際基準はこうなので、根拠もありますし、例えば足立区内の企業において、こういったことも1つの例としてやっていくということも、行政として推奨していくみたいなことも、恐らくこれ、全然知られていないので、そういうのも1つかなというふうに、国際的なトレンドという意味ですね。そういうふうに思いました。

あとワーク・ライフ・バランスのほうは、こちらで挙げていただいているか分からなくて、いつかのまとめの中に入れていただいたと思うんですけど、ワーク・ライフ・バランスは、もちろん働く人にとって重要なんで

すけれども、どっちが、そのワークとライフのバランスを取ってやってきたかというのと、それは女性なんですね。取らされてきたというんですか、バランスを。そこにジェンダーの不均衡があるということが問題で、この委員会にもすごく関係がするところだと思います。

だから、この委員会としてワーク・ライフ・バランスを見るとすれば、より男性のワーク・ライフ・バランスということを推し進めるという形で見えていく必要があるのではないかな。それがひいては、女性の働きやすさ。その働きやすさというのは、ワーク・ライフ・バランスということだけじゃなくて、昇進とかキャリアアップと、そういうことにもつながりますし、就業継続とか、再就職とか、そういったことにもつながると思うんですけど、より男女双方に対するワーク・ライフ・バランスとして、平等に推し進めると、女性にとっては過度にバランスを取ることにもつながりかねないというのが、私の意識です。より男性側に、この委員会としてはですね、ワーク・ライフ・バランスを取るような施策を提言するような形が望ましいかなという気はしています。

以上です。

(石阪委員長)

そうですね。そういう意味も、最初のほうは面白い視点として、企業への働きかけ、行政はどちらかというと当事者であったり、支援者へのいろんな、当然やっていると思うんですけど、なかなかこのDV問題を、企業に対する啓発だったり、あるいは今回、例えばワーク・ライフ・バランス推進企業でもいいと思うんですけど、1つ項目の中に入れて、チェック項目の中に、こういったDVに対する研修や、あるいは連絡、報告のこういった制度を社内に設けているとか、設ける予定が

あるとか、そういったようなことも入れながら、やっぱり企業と一緒にやっていくような仕組みをつくらないと、なかなか難しい。

(内藤委員)

今、ワーク・ライフ・バランスのほうに組み込むというお話でしたっけ。

(石阪委員長)

そこしか、一応足立区が持っているチャンネルがないのがありますね。

(内藤委員)

でもそのDVの施策の提言の部分で、2点目で、DV被害者への支援対策の充実というところは、必ずしも行政が書く、アウトリーチを広げるとか、そういったことだけじゃなくて、行政として、要するに行政がやるのみならず……

(石阪委員長)

もちろん、こっちに書く。書くのはこっちですけど、恐らく実際にやるのは、どの企業からスタートするかというのはやっぱり、今、区と比較的そういう関係にあるような企業からスタートするという……

(内藤委員)

それは、お声がけがしやすいでしょうね。例えばここに提言を入れるのは、多分、区レベルの自治体ではあまりないので、面白いかなと思います。

(石阪委員長)

面白いです。ありがとうございます。

ということで、そのあたりも提言に入れてみたら、よいのかなと思います。

ありがとうございます。

片野さん、いかがでしょうか。

(片野委員)

片野です。よろしくお願ひします。

2点ありまして、まずワーク・ライフ・バランスについてなんですけど、女性の活躍とい

うのが評価項目があると思うんですが、具体的に、例えば管理職がどのぐらいいるとか、そういうことには触れていなかったように思うんですね。管理職比率。

これ、なぜかと言いますと、私ちょっと、福祉施設の評価に携わって、ずっと二日間、プレゼンを聞いていたんですけど、14人の方が出て、企業5つ、14人出てこられて、女性は2人でした。それで、プレゼンをなさった方はお一人。もう一人の女性は、事務方の、数字を聞かれたときのためにいらしたという感じなんです。

なので、大変非常に悪いなというふうに思ったのが実感でした。

そのうちの1社は、ワーク・ライフ・バランス認定企業でした。3人とも男性の方が言っていました。

(石阪委員長)

これ、ちなみに、今のワーク・ライフ・バランス認定企業の基準の中に、管理職の比率って、なかったでしたっけ。

(寺島課長)

今、入っていないです。

(石阪委員長)

入っていないですね。

(片野委員)

それをちょっと入れたほうが、女性活躍でしたら、具体的にどう活躍しているのかということが、やはりちょっと見えにくい。やはりそれがジェンダーの問題につながっている部分も、今ありますよね。ギャップ数のところでそうなっているので。

(石阪委員長)

そうですね。ギャップ数。

(片野委員)

はい。ここを出してみたらいいのではないかと思ったのと。

もう一点はDVに関してなんですけど、第2

次補正予算で、DV関連の予算が多分出ていて、課長のほうはご存じだと思うんですけど、こちらは国から下りてきていて、見守り事業というのが多分出てきているんです。それを今、多分どういう形で足立区で実施するかということになっていると思うので、一応そういうふうに動いて、国も動いているし、これから自治体も動くということになっていると思うので、やはり隠れたDVの可能性、これから明らかになるんじゃないかなというふうに思っています。

(石阪委員長)

事業の一環としてということですね。

(片野委員)

はい。そうです。そのことも触れたらどうかと思うんですね。数値的なものが載せられるかって、それは時期的にちょっと難しいんじゃないかなと思うんですけど、その取組をするということは、やはりすごく大きなことだと思うので、かなり予算額も大きかったように思うんです。

(石阪委員長)

これは一応、基本的には全自治体に下りているとか、そういうイメージですか。それとも新設。

(寺島課長)

見守り事業は、区のほうで子ども家庭支援課が今中心になって、事業を見ているところです。

(石阪委員長)

じゃ、そういうところも、ひとつこういうところに載せてもいいですね。先ほど言ったように……

(片野委員)

と思います。NPOを通じてやるというのも、たしかお話を聞いたんですけど、私が行っているNPOのヒアリングがあったんですけど、やはりそういうことを通じて、どう

しても、ご家庭の中にどう入っていくかというのが、これが課題になったと思うので。

(石阪委員長)

ありがとうございます。どうでしょう。

(野田委員)

野田です。

DVに関しては、お話を聞くまであまり分からなかったんですけども、その中で18歳から20歳までの間がすぽんと抜けているという支援のところというのを聞いたときに、一番その後につながるころなので、そのところがもう少し手厚くできるような体制があればいいのかなというふうには、ちょっと感じました。

あとワーク・ライフ・バランスのほうは、認定企業ということで今やっていて、もともとちょっとハードルが高い形でやっていたんですけども、一つ星、二つ星、三つ星になって、大分ハードルが下がってきて、裾野が広がってきたという感じはするんですけども、やっぱり自信がありますということで、手を挙げるというところのものだと思うので、今こうやって、コロナで働き方がどんどん変わっていく中では、もともとの最初のワーク・ライフ・バランスの推進企業を選び始めたところに、また立ち帰って、できればもっと、どうやったらいいんだろうみたいなところを模索している会社さんに対しての、そういう何かしらの支援というか、認定じゃないけれども、一緒にやっていきましょうというような、そんな取組があってもいいのかなというのをちょっと感じました。

(石阪委員長)

要するに裾野を広げるためにですね。まずはね。一つ星を取るのも難しい、今、コロナの……

(野田委員)

大分ハードルは下がっていますが、やっぱ

り自信がありますという感じでないと、会社としては手を挙げづらいのかなというのは、ちょっと感じています。

(石阪委員長)

そうですね。昔はだからあれがあったんですね。取る前に、準備企業みたいのがあって。

(寺島課長)

準備企業制度は今もあります。

(石阪委員長)

そこはハードルは低いわけですか。

(寺島課長)

はい。そこはもう準備企業になりたいんですけどということであれば、オーケーをして、例えば就業規則も十分整っていないなんて場合には、社労士さんを派遣して、そのあたりやってもらって。

(石阪委員長)

一つ星までもっていけるような支援をしてあげると。

(寺島課長)

認定企業につなげていくというところで。

(石阪委員長)

そこをうまく活用するといいかもしれませんね。ありがとうございました。

それでは、保田さん、お願いします。

(保田委員)

保田です。よろしくお願いします。

ワーク・ライフ・バランスに関しても、DVに関しても、私たちのような民間企業ができることというのは、DVだとか幼児虐待については、自社の中でそういうことを起こさないとか、起きた場合にすぐに発見するだとか、それから専門家の方と連携を取って、なるべく初期の段階で食い止めるだとかって、そういうことじゃないかと思っています。

支援じゃないですけども、うちの会社に関していえば、最低でも年に1回か2回は、こういうことの研修なり、勉強会なり、それ

から前回、前々回にお話ししましたように、私が個別に社員さんと1対1で面談するだとかいうことを、続けていきたいと思っています。

いろいろと男女参画プラザのほうで、いろいろ講座をつくってくれているんですけど、正直、中身はよくても、なかなか参加しづらい。日程的にしづらいんですね。仕事中、例えば抜けて、こういうものを聞きにいくとか、休みの日にわざわざ出かけていくというのは、まずそのことが中身そのものよりは、結構ハードルが高いということは、弊社の社員さんたちから声として挙がってきました。頂いたこういうチラシは必ず休憩室に全部貼っているんですけども、行きなさいとも言わないし、行きましたかということも聞いていないんですけど、結果的に聞くとあまり、中身はよくても行きづらいという部分が本音なので、そこら辺の講座の配信の仕方などを、例えばライブで配信するとか、それから一定の期間を設けて、録画したものを、また後で振り返り、例えばほかで申し訳ないけど、足立区のホームページから入って行って、見るようにするだとか……

(石阪委員長)

オンデマンド講座みたいな。

(保田委員)

それを、今度はピックアップしたものを、会社の中で、みんなで一緒に見る。こういうのがあるから見なさいよと言っても、見ませんので、みんなで例えば一緒に見るということで、私の立場、私が代表者としてこういうことに、もちろん興味があるし、ということ社員さんに知ってもらおうという機会にもなるかと思います。

ですから、DV、結婚されている方も多いですし、幼児虐待で、今お子さんがいる社員さんも多いですし、ですからそういうものが

あるのかどうか分かりませんが、何かそういう講座をもうちょっと受けやすいことを、考えていただけたらいいかなというふうに思いますし、同時にワーク・ライフ・バランスの認定企業の様子だとか、そんなものなんかも、経営者の方たちが見たいときに見られるような、何か紹介をするようなプログラムみたいなものがあると、もうちょっと人に、同じ経営者の仲間に、こういうのがあるけれども、よかったら見てみてと言って、URLかなんかを送って、開けば見れるようにだとか、そんなことも少し配慮をしていただけると、いいかなというふうに感じます。

以上です。

(石阪委員長)

私もそれは賛成で、例えばこの曜日のこの時間しかやっていないわけですね。これは見逃したらもう、それで終わり。恐らくいい講座だと思うので、これは録画をして、動画としてどこかにアップしておけば、見逃した人も、それを見ることができるようですね。

ですから、今後はそういうサービスをぜひやっていただきたい。それを見たほうがいいよと。そういうことを、例えばいろんなところで伝えていただければ、見逃したものがそこで見れる。しかも、今学生なんかもそうなんですけど、授業の全部V撮って、それをやると、夜中とかに見ているんですね、みんな。自分の暇なときにそれを見ることができる。

そうすると、せっかくやった講座ですけど、例えば今、大体人数が30人とか20人とか、そういうペースで進んでいますけれど、これは多分10倍、場合によっては100倍になる可能性もあるわけで、視聴する人が。同じ費用、そんなに費用をかけずに、それだけの人が視聴するというのは、やっぱりある意味で会場に行って、密になって聞くのではなくて、できる講座ですけどね。体験講座とか難しいの

かもしれないんですけど、いわゆる座学みたいなものは、そういう形でやるというふうにしたほうが、紹介しやすいですね。いろんな人にね。あれ、見たらいいですよ。

(保田委員)

個人の方だと、なかなかそういうインフラの整備だとか、パソコンだとか、そういったものを全部用意するというのは難しいんだと思うんです。会社の場合には、例えば整っているんで、お昼休みでも、例えば……

(石阪委員長)

視聴できますよね。

(保田委員)

あとは、うちの社員さんはタブレットを1台ずつ、みんな持っていますから、そういったものでも見ることができでしょうし、さっきお話ししたように、特にこれが重要というものについては、会社の中でこれを見る勉強会みたいなものを開いていけるといいなと思うので、リアルじゃなくて、バーチャルでいつでも見れるようになっているといいなというふうに感じています。

(石阪委員長)

いろんな使い方があるんで、動画を作ってしまうね。そこまでの動画、コンテンツづくりが結構、予算がかかるかもしれないのと、本当はワーク・ライフ・バランスもパンフレットじゃなくて、いわゆる優良企業みたいなものを動画にして、いろんなところに落としておけば、それを視聴すれば、こんな面白いことをやっているだとか、うちも、じゃ、こういうことをやろうかと、多分つながってはいくと思うんですけど。やっぱりこれもどういう形で費用を持ってくるかという、結局お金の問題になってくるんですけど。

多分、区としてはできなくはないと思うんですけど、そのことを踏まえて、次回以降、課題としてぜひ1つでも2つでも取り組

んでもらいたいですね、来年。オンラインとか、オンデマンド講座ですね。

ありがとうございます。

田中さん、いかがでしょうか。

(田中(裕) 委員)

私も、前回と前々回欠席させていただいたので、今、要点のほうを見させていただきました。

DVのほうは、今もご意見があったように、数字上出ていないだけとか、急に増えたような傾向は見受けられないというのは、本当にそうだと思うんですね。このコロナ禍の期間で、どんなふうに変異したかというのは、本当に1年後とか、先にならないと分からないんじゃないかなと思うところがあります。

私は仕事の関係で、小学校のほうへ行っているんですけども、小学生も最初のうち、3分の1登校が、全員登校するようになって、でもやっぱりよそよそしい感じがあって、けんかにまで至らない。それからコミュニケーションが、ちょうどソーシャルディスタンスという名の下に、取れないのがいいのか、解いたほうがいいのかという、微妙なものを感じながら、トラブルまでに発展しないという状況があるんですね。でも確実にないわけではないので、いつかそれが出てくる。そのいつかがいつなんだろうなと思っているところがあります。

本人が認識していないとか、そういうことも、いじめだとかという問題は出てくるんでしょうけども、今はとにかくコロナにかからない。かかったら、どんな目に遭うんだろうみたいなのころのほうが、恐怖なんだろうなという感じがして、見ています。

私が、この要点を見させていただいて気になったのは、窓口相談のPR周知についてということなんですけれども、実際に相談に来た方が、どのような形で知ったのかという、

この窓口をどのような形で知ったのかということ、知っておくと、より効果的な周知のほうができるかなというのは思います。

というのは、人権の相談の、電話相談なんですけど、していると、どのようにそれをお知りになりましたかって、必ず聞くことになっているんですが、様々でして、役所に行ったら、そこにポスターが貼ってあったので、それを見て電話をしたという人がいて、本当にいろんなところに仕掛けておくことが、こういう相談窓口が有効になる1つの秘訣なんだろうなと思いますけれども、そのところが、どのようなふう周知、周知はしているけれど、相談をした方がどのようにして知ったかということも併せて調べておくといかないかなというのは、調べた後かもしれませんが、ちょっと分からなかったもので、そのところは、感じました。

あと、相談を聞いていると、より遠くのほうに相談しがちなんだなという。だから身近なほうだと、知られるのが嫌だという気持ちのほうが強いのかなと。そういうのを、東京法務局のほうで、私は人権相談を受けていると、それはもっと近くの自治体のほうに聞いたほうがという、件数をよく受けるので、何か遠くのほうに相談をもっていくケースが多いなというのは感じております。

あとワーク・ライフ・バランスのほうは、不勉強なので特に意見というのは持っていません。

以上です。

(石阪委員長)

これ、まず最初の点ですけど、相談をしてきたときのきっかけというか、何を見てというのは、一応取っているんですか。どうなんですか。

(寺島課長)

取っていないです、アンケートは。

(明石係長)

取ってないです。

(石阪委員長)

恐らくそこをしっかりとつかむことによって、どういう、ある意味ではルートが一番多いのかというのが分かってくる。逆に少ないところには、もうちょっと重点的に支援もできるという、そういうことですね。

それから、もう一つは足立区で、例えば何か発生したときに、相談に行く。あるいは行く場所って、遠いところが多いのか、一番最寄りなのかということですが、これはあまり地区の感覚はないですか。どうでしょうか。

(寺島課長)

そうですね。福祉事務所なんかは、住所で担当所轄が分かれていますので、基本的にはご自身の住所地を管轄するところにご相談に行くという形だと思うんですけども。

(石阪委員長)

例えば前回来られた、中部第二、これはあくまでエリアが決まっています、そこに基本、相談に行くという。

(寺島課長)

そうですね。

(石阪委員長)

ただ、それがしづらいかもしれないんじゃないか。そういうことですね。

(田中(裕)委員)

具体的に何かしてほしいというふうに、せっかっぱ詰まったものと、それから取りあえず聞いてもらいたいんだみたいなどころがある場合は、より遠くのほうという感じがします。いろんなご相談事の中で。

(石阪委員長)

区としては、それは問題ないんですか。それともやっぱりここに戻されてしまう。

(寺島課長)

基本的には、住所の所管で戻ってきますので。

(石阪委員長)

足立区の違うところに行っても、やっぱりここは管轄ですから。

(寺島課長)

福祉事務所はそうですね。

(石阪委員長)

福祉事務所はね。そうですね。

(内藤委員)

何か相談のしやすさというのは、ちょうど今ずっと指摘がありましたけど、要するにDVの相談が増えてはいないと言っているけど、足立区では。でも内閣府の発表では、いわゆるDV相談プラス、国のほうでつくった相談窓口は1.6倍に6月、増えているわけですよ。これはメールとか電話というツールで、これも遠いところということなのかもしれないですけど、やっぱりこちらが相談しやすいということで、相談来ていて、こちらに足立区のものも入っていれば、どこかにつながっているんでいいとも考えられるんですけど、一方、足立区の相談のほうでは受けにくいということにもなっているわけなので、それが何なのかということは、考えていく必要はあるんじゃないでしょうかね。

(石阪委員長)

そうですね。恐らく幾つかチャンネルを持っていて、そこに引かかるようにはしていると思います。福祉事務所って、やっぱり嫌ですよ。

(寺島課長)

そうですね。女性相談は当然、エル・ソフィアで受けるのと、あと東京都のウィメンズで受けたり、今内藤先生がおっしゃったように、DV相談プラスというところも紹介をしていますので。

(石阪委員長)

恐らくそっちが増えているということは、1つの可能性としては、やっぱり地域の中ではちょっと相談しづらいということも、ひょっとするとあるのかもしれないですね。幾つかある中での東京都とか、国のほうに行くということになると思うんですね。

でもこれはなかなか、だから難しいですね。所管の問題もある。でもその後は、片一方柔軟にということだと思っただけですね。

(内藤委員)

メールはあるんですけど、足立区は。

(寺島課長)

メールはやってないです。24時間受け付けられるメールとか、LINE、今もう相談物はほとんどLINEも入ってきているし、何でも用意することで、大分敷居が低くなるので、さっきからつながっている話かと思っただけですけど、こういう技術を使っていくというのも、1つかなというふうに思います。

(石阪委員長)

そうですね。リモート相談ということで書いているかもしれないし、今後はね。わざわざそこに行かなくても済むから。

じゃ、続いて、小川さん。

(小川委員)

こんにちは。小川でございます。

今までのお話を委員長がある程度まとめられてこられたように、LINEとか、オンデマンドで配信とかいう形、これはもうチラシだけに頼る現実とはかなり、追いかけてきてますよね。チラシはちょっと遅いかなという感じで、どんどん仕掛ける手法ですか、それをもっと、LINEはここにもあったんだというふうに感じられる。SOSが出せるLINEとかSNSとか、そういうのもっと仕掛ける工夫を、シフトチェンジしていったら、もっともっと救えるというか、お力になれる人たちの数が増えてくるんじゃない

かな。DVや虐待に関しては、と思っただけ。

ワーク・ライフ・バランスのほうは、今朝、ちらっとテレビでえっ、と思っただけながら聞いていたんですけど、男性の育休、これを義務化しよう、しないで、お話、ちらっと言っていましたね。そうしたら、ハシモトさん、有名なハシモトさんがおっしゃるには、取りあえずいろんな考え方、弊害はあるけれど、ほんと義務化して、意識をそこまでもっていったらという発言と、いやいや、そんな荒っぽいことをしたら、特に足立区なんか多いんですけれども、中小零細の企業なんかみんな倒産してしまうって。若い方の奥様方は、とにかく1日でも、1時間でもいいから働きに行って、収入を増やしてって、そんなこんなをやっていたんです。確かに育休、これも必要ですし、育休を義務化まではいかないけれども、男性が目覚めて、自主的に取れるようになれば、男女共同のバランスが、先ほど役職の方が何%いらっしゃいますかなんてお話が出ましたように、それも必然的に上がってくると思うんですね。

ですからワーク・ライフ・バランスにおきましては、乱暴な考え方かも、きっちり頭の中を整理させるためには必要かと思っただけけれども、まずは生活するだけのマネーが必要なわけですよ。そのあたりの残業をなくして、家庭にもっと戻りながら、なおかつうまくやっていくのは、やはりこういうチラシなどを、ぼんぼんと置いただけのものでは、先ほどおっしゃいましたけれども、会社ではやっていらっしゃるようなんですけれども、やはり行きたくても行けないという。会社は、行っておいでって、言っただけだけれども、周りの方の目とか、そういうものを、私だけ、何回も何回も途中で抜けたら悪いわという、そういう意識が、やはり寛大な会社さんであっても、そこの中にいる事務員さんたちは、

時間の中では平等ですから、社長さんの思惑と違った意味での影響というものが出てくると思うんですね。

ですからそういうことを考えれば、なおさらのこと、こういうチラシ形態の紙を貼るのではなくて、もっとこれからの先んじたりモートの方法をどんどん取り入れてやっていかれたほうが、救われる数、浮き上がってくる数をもっと正確に、明確に出てくるのではないかなと、私は思いました。

以上です。

(石阪委員長)

例えばこれって、今、チラシを恐らくほとんどはご年配の方、年齢が高い方は、多分なかなか難しいんじゃないかと思うんですね。SNSで情報を入手していく。これはそれもあるわけです。例えば比較的年齢の高い方で、どうなの、みんな、SNSって使うかな。小川さんはどうですか、使いますか。年齢高いつて言ったら怒られますけど、どうでしょう。SNSで全部、一切チラシがなくなると、困る方も多分。

(小川委員)

ですから、こういう時代ですから、すぐにぱっと切替えじゃなくて、今、これが100%の動きだとするならば、やはりちょっと基準点をずらして、配分を変えてやっていく。

(石阪委員長)

だからターゲットなんです、結局ね。ご年配の方が参加するものであればこれでもいいと思うんですけど、若い人がある意味でターゲットとしたものについては、逆に言えば、チラシを見て来る人はほとんどいないわけです。

(小川委員)

でも私なんかの年齢で、こういうふうにチラシを見て、行こうという人はみんなもうSNSやっています。

(石阪委員長)

そうですか。

(小川委員)

ええ。みんな見ないし、見ても、ああ、私というふうな方は、おやりになっていないけれども、こういう立派な講座があるんだったら、聞きに行こう。私、ちょっと考えている時期だから、ためになるかなと思って、自分のこととして、このチラシを活用しようと思うような方はおやりになっていらっしゃると思います。

(石阪委員長)

まさにおっしゃったように、いろいろ、徐々に増やしていくんですね。全部一気に変えるのではなくて、そういうことですね。

(小川委員)

だからあれの入り方、スマホの使い方を少し、時代に合わせて、ゆっくりじゃなくても、どんどん追っかけられている状態ですから、やはりその速さを計算しながら変えていくということも必要なことではないかなと思いました。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

続いて、添田さん。

(添田委員)

添田と申します。よろしくお願ひします。基本、不勉強ですごく難しいことは申し上げられないんですけども、皆さん、おっしゃったように、ターゲットが、離婚にお悩みの子育て世代向けとか、保育とか、そういうのを考えると、皆さん、このチラシを見て、この講座に行こうかと思う方は、多分物すごく少ないんじゃないかなと思うんですけど。かといって、SNSのどんな媒体で、こういう講座にぶち当たることがあるかなと考えると、またそれも難しいなと思っていて、LINEで流れてくるわけでもないし、どうい

ったもので設置するかというのは、すごく難しい問題だになって、いざやるとなったら、思いました。

なので、子育て世代のお母さんたちが、よく利用するSNSって何だろうと考えたりとか、そこにこういった講座がありますよと流すことできるのかどうかとか、そういった現実的な話というか、ものをもうちょっと考えていかないと、こうなったらいいよねという感じで、何か終わってしまうかなという。

区のホームページに載せた程度では、多分見ないと思うので。

(石阪委員長)

前は、何かおっしゃっていたのは、広告でしたっけ。見ていて、広告に打つと、みんな絶対に見るよというお話がありましたね。

(添田委員)

わざわざ区のホームページに行くかなといったら、それは行かないと思うので、何となしに眺めていたら、そういうのがあるという状態にしないと、こういったものに参加される方というのは、なかなか厳しいのかなというのは思いました。

やっぱり現地に赴かなきゃいけないというのは、かなりハードルが高いなというのは。コロナのおかげというところですけど、Zoomとか、そういったオンラインで講座とか、会議とか開催するというのはメジャーになりつつあるので、行政のほうが進んで、それをやってほしいなというのは思います。

ちらっと聞いたんですけど、行政のほうのZoomとかやるのは結構難しいって、ちょっと聞いたんですけど。多分、業務で使っているパソコンのオンラインにつないじゃいけないというのがあるらしくて、なかなかそういうのが進まないというのをちらっと聞いたんですけど、行政がそれじゃ、もう多分全然進まないよなと思っちゃって。

(石阪委員長)

恐らくこういうのをやるとしたら、行政から直接というよりは、どこかの委託している団体があって、そこからやらざるを得ない。行政は難しくないですか、これ。

(寺島課長)

今も徐々にやっぱり活用は始まっていて、ただその代わり、専用とか、タブレットを使って、それでやっています。区としては今Webexを主に使っているのと、今一般にはZoomがかなり使われているのではあるんですけど、一件対応じゃないんですけども、これこれこういう事業でZoomを使いたいんだけどというの、個人情報がかかってくるので、個人情報審議会という審議会にかけて、オーケーですよという了解をいただかないと。

(石阪委員長)

Zoomは結構甘いんですよね。なかなか個人情報が漏れてしまう可能性が高いんで。

(寺島課長)

ただ、Zoomも最近はかなり。

(石阪委員長)

上がってきている。

(寺島課長)

セキュリティが上がってきているということもあるので、事業によって申請をすれば、審議会を通していただけるという例はあります。

(石阪委員長)

これ、ほかはどうでしょう。ここだけじゃなくて、講座で、今オンライン講座をやっているところって、部署で。

(寺島課長)

NPOのほうでやっている、オンラインを活用してやっています。そこはその審議会にかけてZoomを使えるようにしてもらって、NPOさんとオンラインでつながって、

とかということはやっています。

(石阪委員長)

恐らくそういった手続は、個人情報の問題とかね。

(添田委員)

そういうことなんですね。

(石阪委員長)

ただ、でも流れとしては、何ととってもオンライン講座が確実に増えていくと思うので、そのほうがいいですよ。ご自宅にいなから参加できて。

(添田委員)

やっぱり行かなきゃいけない。平日この時間帯は無理ってなっちゃいます。

(石阪委員長)

そうですね。

(添田委員)

ちょっと漠然とした意見で。

(石阪委員長)

いや、非常に大事な意見で、多分区民の皆さんがそういう要望が多ければ、行政もちょっと、今後講座を減らして、対面よりもまずはやってみようということに、多分次年度以降はなっていくのかなと思いますので。契約の仕方とかも変わってきますよね。そうするとね、講座のね。

(寺島課長)

はい。

(添田委員)

結構、PTAからお母さんたちに、案内するにしても、これは案内しづらいですし、この時間帯だって働いているお母さんは多いですし、例えば、でもこの時間帯開催されるとすると、録画を見てもらうか、ここにアクセスしてねって、ぱんとURLを貼るだけで、すごい拡散はしやすいかなというのはあります。

(石阪委員長)

そうなんですよ。先ほども出たオンデマンドというのは非常によく、一旦つくっておけば、使い回しっていうのも変ですけど、何度でも見れるんで、見逃してしまった人や……

(添田委員)

委員さん全員に流しておいて、ぴっとやれば。

(石阪委員長)

そうしたら、自分でね、見れるわけですよ。

(添田委員)

はい。見たい人は見ると思うので。

(石阪委員長)

普通はユーチューブなんかを使ってってというのもあるんでしょうけど、多分、区だとそれは難しいと思うんで、いわゆる区どころかのサーバーの上に、それを置いておいてとなると、物すごいお金がかかる。結局、そのあたりですよ。本来それがいいですよ。みんなで回して、みんなで見て。

(添田委員)

それがいいと思います。

以上でございます。

(石阪委員長)

どうしましょう。休憩を取りましょうか。いきますか。

(寺島課長)

ちょっと休憩、入れましょうか。

(石阪委員長)

1時間たちましたので、あの時計で3時10分ぐらいまで、休憩をさせていただきます。

(休 憩)

(石阪委員長)

それでは先に進めたいと思いますけれども。添田さんまでいかれたので、続いて、田中さんから。

よろしくをお願いします。

(田中(孝)委員)

田中です。

先ほど保田委員、小川委員、添田委員がお話されたように、このようなチラシで会場に行って、講座を受けるというのは、行きたいとか、聞きたいという気持ちはあっても、仕事等で休めないとなると、なかなか参加できないんじゃないかなというのがあります。

私が今、加入している実体験なんですけど、保険会社のほうが、昨年まではチラシを月1とかに、冊子と一緒に、こういう講座があります、こういう体験ができます、いついつ、保険会社に来てくださってというので、それでやっぱり仕事があったり、学校行事があったりすると、なかなか行けないので、参加者とかも少なかったようなんですが、このコロナで廃止になったんですね。

そうすると、申込みをして、一番最初の配信日以降であれば、いつでも見られる。真夜中でも自分の好きな時間に、動画配信を見られるというので、すごく参加率もよくなって、私も申込みはするんだけど、結局、夕方とか夜だと、なかなか申込んで、その時間には、生配信のときは見られなくても、その後、自由に夜中とか、朝早くとか、そういう自由な時間というのが、自分に合わせてなので、受けることができるのでいいんじゃないかなってというふうなのは思うので、その配信のやり方というのは、どこかの広告から目につきやすいところ、足立区のホームページにわざわざいくというのは、私は今、コロナのことで、今日の感染者とか、立場上気になってはいるし、自分の学校で出たら、最初の頃は足立区全部に来ていたんですけども、今はなった子がいる学校だけの親にだけ、eメールが配信されるみたいになってしまったんですけど、そういうのもあるので、ちょっと気になって、足立区のホームページは、二、

三日に1回は見ていたり、ツイッターのほうはすごいチェックはしているんですけども、わざわざ見に行くという方は、本当に少ないと思うので、ふだんよく使っているLINEとかに、そういうものがあれば、そこから飛んでいけるというのはいいなと思いました。

(石阪委員長)

そう考えると、やはり若い方が特に、SNSを使う世代の方からすると、チラシで、いろいろな意味で講座を利用するというのはかなり難しいという面があるのと、それから例えばDVに関することや、実際に子育て世代の方に見てもらいたいというところだと、これよりは、さっき言ったように何らかのSNSのツールを使って、さっき言ったように、頻繁に目に触れるような、そういうような仕掛けづくりみたいなのをやっていく必要がある。

区がやるかどうかはちょっと分かりませんが、都や国と連携しながら、むしろ今後、そっちを、今までは結構カードが多かったですね。僕もいろいろ、ほかの自治体を見ていても、カードとか、小さいリーフレットが多かったんですけど、例えばトイレにそれが貼ってあるからといって、そこからQRコードをやってという人、多分あまり、どうなんでしょう。女性でいますか。トイレに置いてあるのは知っていますか。よく商業施設とかに行くと、いろいろDVの……

(田中(孝)委員)

見たことはあります。それをかざそうとは思わない。

(石阪委員長)

あれ、持ってくるのかどうかというのも、ちょっと効果検証も難しかったり、結構一説によると持ってくるという……

(添田委員)

グーグルで検索しちゃいます。

(田中(孝)委員)

そうですね。

(添田委員)

グーグルで検索したほうが早いので。

(石阪委員長)

早いか。じゃ、トイレのカードをもっていないですね。QRコードも結構、ほかの人の目に触れますよね。ここをこうやっていたら。

そう考えると、あのあたりの告知の仕方、特にDVに関しては、そういうことをなかなか他人の前で、そうやってカードを取ったり、こうやってやったりというのはなかなか難しいとなると、むしろプライバシーを保護しながらの検索ということになってくると、やっぱりグーグルかな。

ありがとうございます。

じゃ、続いて、上野さん。

(上野委員)

上野です。よろしく申し上げます。

私は、言葉の通じない外国籍の方、この方たちは、区役所のほうに何人ぐらい行っているのか。結構行っているんですかね。外国人の方、日本語って、すごく難しいんですよ。ちょっと教えてもなかなか分からなくて、そういう相談なんかは、役所のほうには行っているんですかね。難しいんです。難しい言葉って、いっぱいあると思うんですよ。

(石阪委員長)

どうなんですか。

(寺島課長)

今、中国人の方とかお見えになったときに、中国人の方で対応ができる専門職員を雇っていますので。

(上野委員)

今、様々な国から足立区に来ているんですよ。結構教えてもなかなか分からないんですけども、丁寧に丁寧に、私、うちなんかも

結構いますので、丁寧に丁寧に教えているんですけども、いろんなごみの出し方とか、そういうのもあれなのかなと思って、外国籍、足立区すごく多いんですよ。もう中国から何から全部入っていますからね。団地のほうに多いんですよ。

(石阪委員長)

ちなみに、私も、隣の近くの川口市というところで、いろいろ仕事をやっているんですけど。

(上野委員)

川口も多いですね。

(石阪委員長)

多いです。なので、基本的には、広報は全部多言語化していますね。先ほど言ったように生活に関わるものとか、DVもそうなんですけど、幾つかの言葉で翻訳されているんですね。

日本語だけの場合、どこに相談していいか分からない。

(上野委員)

分からないですよ。

(石阪委員長)

そうなったときに、ある程度多言語化に。例えば足立区が一番多いのは、中国人、中国の方。だとすると、中国語標記で、例えばDV相談。

(上野委員)

今はそうですね。

(石阪委員長)

ただ、問題なのは相談員がいるかどうかですね、中国語対応の。もしいらっしゃれば、そこにつなぐということも、多分できでしょうし、あとは言語についても、恐らくこれから、今ちょうどコロナで、その多言語化というのはちょっと今ストップしていますが、今後、外国籍の方がたくさん入ってくるといったことになったときに、どう対応して

いくのか。こういった様々な相談、これに対して、日本語だけでいいのかとか。

(上野委員)

日本語はお上手ですけれども、やっぱり我々は、外国の人に優しくしてやりたいと思うんですけども、中には結構意地の悪い人がいっぱいいるんですよ、すごく。

(石阪委員長)

よく聞くのは、子どもは比較的順応していくんですけど。

(上野委員)

子どもは大丈夫です。

(石阪委員長)

大人が全く日本語ができないというのが、結構いらっしゃるので、そのあたりですね。

(上野委員)

今それが1つと。それから気になる問題は、町会自治会としては、住区センター、結構貼っているんです。こういう若い人のは貼っていないんですけども、でもたまに、うちなんかこれだけもらうと、どこに貼ろうかなと思って、今考えているんですよ、こんなにいただいちゃって。でももう7月ですから、ないですけども、3枚ぐらい、小さいですから貼れないんで、どうしようかなと思っていて、口で言うか、どっちかなんですね。皆さんに回覧を回すとか。

(石阪委員長)

こういうのを貼ってあって、どうやって申し込むんですか、皆さん。そこでメモするんですか。

(上野委員)

もう年配者ばかりですから、ただ見て、ああ、こういうのをやっているのね、ああいうのもやっているのねということは言っています。

(石阪委員長)

参加せず、それで、こういうことをやって

いるのでね。

(上野委員)

見て、へえーなんて。男女参画プラザって、あったのね、こういうのもねって、この間、言われたんで、まだ浸透していないんですね、あまり。住区センターあたりなんかも。

(石阪委員長)

でも、電話での申込みができるんですね。これ。ご年配の方、結構これ見て、番号をメモして電話するということはできますね。

(上野委員)

できますね、そういうのもね。でもこれも枚数が多いと、うちのほうもどこに貼ろうかなって、ずっと今それを考えていたので。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

じゃ、続いて、猪野さん。

(猪野委員)

猪野です。よろしくお願ひします。

まずDVのほうですけども、皆さんおっしゃっていたみたいに、実際の数、件数というのはやっぱり増えているとは思っています。どうしてもどんどん埋もれていってしまうということは、きっとあると思うので、やはり相談窓口を、幾つかあるというのはこの間お話を聞きましたけれども、それをいかに相談しやすい窓口にしておくかというのは、もう一度検討していただけるといいかと思ひます。

あと、話しやすい先、問合せみたいな形で回されてしまうのではなくて、ちゃんと話を聞いてくれるような相談窓口があるといいと思ひます。

やはりメールとかLINEで、24時間相談できるということは大きいと思ひます。

電話の場合も、できれば365日、朝から夜まで、交代ででも、たとえ1つの電話番号でも通じる場所があるということは大きい

と思うので、お役所だから平日だけというのは、避けていただけたらありがたいと思います。

高齢者についても、自宅でのDVとか出てきていると思いますし、介護施設でも、コロナの影響で職員さんが減ってしまって、手が足りなくてとか、それから家族の面会は、今はちょっと緩やかになりましたけど、許可していなかったときとか、そういう話も聞きましたので、隠れているDVの件数というのはあると思います。

それからワーク・ライフ・バランスについてですが、こちらはの間、新規設立の場合は、法人会のほうでもご案内していると聞きました。この間、区役所で、内閣府のこんなパンフレットが置いてありました。ワンストップでできるというのがあったんで、であれば、こういうところにひもづけて、ワーク・ライフ・バランスの、足立区としてどうできるか分からないですけど、そういうのはセットにして、案内、推進できたらいいと思います。

(石阪委員長)

そのチラシは、恐らく法人を設立するために、ワンストップでできますよという、会社を立ち上げたい人向けのチラシなんですけど、そこにこれを入れてしまう。ワーク・ライフ・バランスの案内を入れてしまえばいい。設立と同時にワーク・ライフ・バランスの適用にも入るんじゃないかという、そういう期待ですよ。

(猪野委員)

そうですね。いいかなと思いました。

あとは、今、足立区内でいろいろ運営されている会社さん等々ですけど、働きかけもやっていたらいいかなと思います。特に幼稚園・保育園、病院・介護施設も、結構足

立区は増えてきているので、そのたびに区のほうからも働きかけて、ワーク・ライフ・バランスを取ってもらうような形に、交渉をしていけたらいいかなと思います。

そのときに、もしそういうのをやりたくないというところがあれば、なぜやりたくないのかということも、理由を聞いて、何かメリットになることを上げてやっていくと、結局それが求人とかにも結びついていくと思いますので、1つのやり方としてはいいかなと思います。

やはりさっきも出ましたけど、チラシを置くだけでは駄目なので、SNSとかも活用したり、そういう形で広めていけるのがいいんじゃないかと思いました。

以上です。

(石阪委員長)

これ、例えばワーク・ライフ・バランス認定企業というのは、あくまで企業じゃないといけないですか。例えば保育園だったり、私立の学校であったり。

(寺島課長)

大丈夫です。

(石阪委員長)

そうですね。一応企業となっていますけど。今の話だと、どうしてもワーク・ライフ・バランス認定企業というと、企業に寄ってしまうようなこともあるので、戦略的に働くのが厳しいと言われている職種のところ、重点的に入ってもらって、足立区としては、例えば保育園とか介護施設って、結構大変だと思うんですけど、ワーク・ライフ・バランス、ちゃんと守っていますよと。

ですから職員さんとして働くのは、非常にいいんだということも、同時に伝えられるということですね。

ですので、広報のほこ先を、どちらかというと園とか施設のほうに向かうというの

ありですかね。保育園はまだゼロ。

(寺島課長)

いや、入っています。

(石阪委員長)

入っている。

(猪野委員)

ありますよね。この間の資料で幾つか。

(寺島課長)

区内の保育園とか幼稚園には、資料を通して、申請してくださいとお願いをしているところですよ。

(石阪委員長)

そうなんです。

(猪野委員)

病院なんか、それで評判とかもまた違うでしょう。

(石阪委員長)

ああ、病院に。

(猪野委員)

介護施設とかもどんどん増えているので、当然、それがついているところであれば、安心感はあると思いますし、双方の立場からプラスかなと思うんですけど。

(石阪委員長)

それもありがたみかもしれません。どうしても企業というと、商工関連の部局が持っている企業をイメージしてしまうんですけど、そうじゃなくて施設とかね。そのあたりも、1つ戦略的には。

亀田さん、いかがですか。

(亀田委員)

亀田です。よろしくお願いします。

私は所管課のヒアリングを伺って、相談したい人にとってはすごく手厚く、相談ができる場所があるんだと感じました。

ワーク・ライフ・バランスのほうについては、コロナによって大変な目に遭っている方が、多分大勢いらっしゃると思うので、これ

から仕事などがなくなっていく方も多く、そのように切迫している企業にとっては、多分ますますこのワーク・ライフ・バランスというところが、難しくなってくる一面と、反面、今までどおり、もし仕事を続けていける環境にある方にとっては、接待であったりとか、そういったものがほとんどなくなっていて、付き合いの時間が減り、時間の使い方ががらっと変わったと思うので、このコロナを機に、働き方改革が進められる絶好のチャンスなのかなというふうに考えています。

(石阪委員長)

今の亀田さんの話、結構、僕も難しいなと思うのは、さっき、育休のところでもありましたけど、保障を充実すればするほど、企業にとっては利益が減収していくという、この悪循環ですよ。やりたいんだけど、中小企業はそれをやってしまうと、潰れてしまう。

足立区の場合は、圧倒的に中小企業が多いので、そういう意味でワーク・ライフ・バランスって、頭ではもちろん分かっている、やらなきゃいけないんだけど、現実的には今コロナでそれどころじゃない。やっぱり優先順位としては、企業が生き残ることが先で、どうしてもこういったものというのは、比較的同時に持っているところはいいですけど、そうじゃないところは厳しい。

だから、先ほど育休の義務化というのが議論になっているという話がありましたけど、あれ、圧倒的に大企業なんですよ、全部。義務化をやっているところがあるんです、実際。だけど中小で、じゃ、義務化を……

(小川委員)

とてもとても。

(石阪委員長)

今、小川さんが、とてもとてもって言いまして。いわゆる男性の育休ですよ。こ

れをもし全員が取るとなった場合、多分、企業、かなり厳しいですね。

(小川委員)

厳しいですよ。

(石阪委員長)

だから、1つ、ワーク・ライフ・バランスを進めるときに、簡単にいえば、利益を落とさずどうやって、ワーク・ライフ・バランスが進むのかというところを、ある程度、中小企業の場合、モデルとして育てるようなことをしていかないと、これって、負担だよ。これ、内藤さん、その辺はありますよね。中小は厳しい。大企業は比較的、いろんな意味での広報の意味はあると思うんですけど。

(内藤委員)

同じ視点では必ずしもないんですけど、でも相通ずるところがあるんですけど、私が考えるのは、誰にとっても、男女双方にとって、休業って、結構ドラスティックな制度だと思うんですね。もう一定期間休むという。

女性にとっても長期に休むことは、かなりリスクがあることで、復帰できない人や、その間のキャリアを失ったり、所得を失ったり、情報から離れることで、帰りづらくなる。いろんなリスクがあって、それは男性も取れば同じことになる。

でも、企業側から見ても、やっぱりそうじゃなくて、もっと短かかったりとか、休業という形じゃなくて、時短とか、あるいは定時退勤という形で両立してもらえるほうが、もしかしたら双方にとっていいかもしれず、今、男性が育児に関わることということの象徴として出てきているのが、休業ということになったら、ちょっと私は違和感を感じます。

(石阪委員長)

休業だけを。

(内藤委員)

そうですね。育児介護休業法という法律は、

名前が、育児介護休業法となっているので、育児休業だけを定めているように感じるんですけども、そうではなくて、時短とか定時退勤、所定外の労働の禁止とか、いろいろ入っていて、そういうのをもっと活用してもらいたいんですね。

女性も休業だけではなくて、それはもうご本人の意思ですけども、休業という形だけじゃなくて、例えば夫婦で定時退勤という道をたどるとか、いろいろ両立の仕方はあると思うんですね。

義務化というのは、とってもいいように感じるんですが、さっきの話と共通するんですけど、義務化って押していくと、まさか男性の育休だけを義務化するという制度はつくれないわけです。そうすると男女双方に子どもを産んだら、必ず義務化ということにならざるを得ず、とするとさっきの話ですが、女性労働者にとっては、育児の義務化になるわけですよ、必ず。女性は育児休業を取ってきているんですね、多く。9割を超えていますよね。

ですから、本当に男性に育児をしてもらうためにどういう制度を使うかという議論を、ちゃんとすべきかなというふうに思います。そういうときに、休業が本当にいいとなれば、休業は1つの選択肢ですけど、それ以外、今、実際にできていないのは、定時退勤です。まず、男女双方、定時退勤して、子育てと仕事を両立できるということを目指したほうが、そしてひいてはそれが、多分中小企業を中心とする企業にとっても、両立可能な育児支援……

(石阪委員長)

そうですね。義務化となってしまうと、かなり中小企業は厳しいですよ。

(内藤委員)

そのやりくりが、そっちのほうが難しくな

るのかなという気がします。

(石阪委員長)

そういう意味では、もっとバリエーションが本来あるべきで、休業を義務化すればそれでいいんだというのは、どちらかというとなり乱暴なやり方でもある。

(内藤委員)

女性にとって、ジェンダー強化につながるかなと、ちょっと危惧も、むしろ持ちます。

(石阪委員長)

だから、そういった問題もあるので、このワーク・ライフ・バランスというの、先ほどお話がありましたものね。休業だとかなり乱暴だという理屈も一方ではある。むしろいろんな制度を紹介して、その企業がなるべく収益を落とさないということももちろんだし、それからさらに、女性の問題であると同時に、男性が本当にそれで育児に参画できるのかというところは、まだ分からないんですよ。休業したからといって。

そういったところを見定めながら、企業ごとに、本当は選べるというのが一番いいんであって、一律、じゃ、休業すればという話じゃ、恐らくないのかな。

そうすると、休業、いろんな何とか逃れみたいなのが多分出てくると思いますね。休業だけ取りあえず、育児休業を取ればいいんだったら、1日だけ取りあえず休んだことにして、はい、取った、じゃ、この人は育児を取りましたというのが、出そうですね、そういうのがね。日数を決めなければですね。

それって、育児を取ったことにして、実際、育児をほとんどやっていない企業と、そういうことにもなりかねないので、義務化というのはメリットもありますけれども、今のところは、むしろこの足立区としては、中小企業が多いということもあるんで、もっといろんなところに逆に紹介してあげて、企業にとっ

て取りやすい。

保田さんのところもそうですね。いきなり休業じゃないですよ、多分。さっき言った時短とか、残業をなくすとか、例えば男性社員であっても、いろんな多分やり方は……

(保田委員)

今、社員さんたちは、まず有休を使っていますよね。そういうケースの場合には。それも1時間単位だったり、半日単位だったり、1日単位だったりっていうんで、奥様とスケジュールを何かシェアしながら……

(石阪委員長)

それこそフレックスみたいに、朝ちょっと出勤して……

(保田委員)

朝は、育休とはちょっと違いますけれども、ご主人が保育園に送って、9時半とか10時に出社して、帰りは奥様が少し早く帰ってとか、そういうことをしている人もいますけど、うちもそういう休業もありますけれども、社員さんは、基本的に全部、有休とか、時間を1時間単位で崩して取っている人のほうが多いですね。20日間……

(石阪委員長)

育休を細かく取るんですね、時間単位でね。

(保田委員)

そうですね。20日間とかもし有休があると、時間単位でも、160時間ありますから、それを全部160時間全部取れるようにしているので、そういうふうにかま切れに取ってますかね。

たまたまケアマネジャーさんをやっている奥様が、腰の手術をするんで、1か月ほど入院するというので、その人のご主人のほううちの社員さんで、奥様のほうは共に働いていらっしゃる方で、その間、保育園のお子さんを2人どうやって面倒を見ようかという相談があったので、会社で話をして、さ

つきもお話したように、朝、保育園へ送って、会社へ来て、いつも外で仕事をしているんですけど、シフトを変えて、中で仕事をするように変えて、その期間は。3時になったら上がって、奥さんのところへ行って、病院へ行って、洗濯物を取って、それから買物をして、保育園に向かいに行き行って、そういうのを一緒につくったりだとかいうことをしているんですけど、半年とか、1年になると、ちょっと考えなきゃいけないなどは思いますけど、今のところ、まだそこまで3か月とか、半年とか休ませてください。休みたいんですけどって、社員さんも出てこないで、そこまではまだやっていませんけれども、取りあえず、お子さんの学校の用事で、今日は早く帰らなくちゃいけないとか、逆にお子さんが熱を出したから、保育園から連絡が来たから、今日は早く帰らなくちゃいけないというのが、全部有休ですね。有休でまかなえていますね。何とか1年ぐらいであれば。

(石阪委員長)

恐らく本来、労働者にとって一番便利なのは、そうやっていろんな制度があって、自分のライフスタイルに合わせて、それを使えるというのが一番いいやり方なんです。例えば1時間だけ有休が取れるとか。今日はちょっとどうしてもこの2時間休みたいという形ができるとか。

それから最近だと、コアタイムという時間は出社をするけれども、その前後については自分で自由に時間を調整できるというような働き方もあるので、むしろ何でも休んで、じゃ、1週間休めば、それでいいのかという話では恐らくないと思うんです。それで男性が育児に参画しましたということではないので、むしろ足立区なりの働き方のモデルみたいなものを、こういう形で今、中小企業の皆さん、頑張っていますよというような

形で、これ、特に男性を1つのモデルにして、働き方がこう変わっているんだということが分かれば、これはこれで1つ、区としての戦略としてはいいのかなという。

だからそのあたりですよ。今の保田さんの事例なんか面白いですよ。2時間休んで、例えば、今日はこういうことがあるんで、こういう形で、働き方がすごく柔軟になっている。

(内藤委員)

今のまさに事例は、入院中のサポートした配偶者の方の事例は、育児しているかといったら、完全に1か月、育児をしているわけで、休業していなくて育児をする体制になっている。それを保田さんの会社が可能にしているといういい事例だと思います。

(石阪委員長)

本当はそういう事例のほうが、多分役に立つんですよ。

(内藤委員)

はい。使用者と調整をして、じゃ、1か月どうしようかといったシフトを変えられてという、調整をする。そういう調整することを義務化するというのがないと思います。そういう突発的な何かが生じたときに、どうしようかということで、じゃ、こうしよう。

だから一番問題は、義務化するかどうか。休業を義務化するかということよりも、今やっぱり取りたいという人が、休業もそうですけど、ほかの時短なんかもそうですが、取りたいという人が取りにくいというのが、今最大なんです。そこをどう打破するか。突破するかというところだと思います。職場は。

(石阪委員長)

そうですね。一方で、逆に経営者サイドからすると、そのあたりを細かく制度設計すれば、そこまで利益を落とさずに、うまく回し

ていくことができるんじゃないか。何か休業義務化という、もう明らかに利益がどーんと下がりそうなイメージがありますよね。

小川さん、そうですね。休業したらもう…

(小川委員)

柔軟にシフトを変えつつ、全体の、朝から夕方までの稼働時間をそれなりに変えられる環境があれば、保田さんのところのように、積極的にできると思うんですね。

(石阪委員長)

このあたり、例えばワーク・ライフ・バランス……

(小川委員)

育休を取りなさいっていうことは、子育てだけに、何日から何日じゃなくて、取りなさい、ですけれどもこういう事例をお示ししますとか、こういう事例がありますので、それを参考にしてくださいぐらいに、どんどん、育休に関する考え方を教え込むというんでしょうか、覚えて、自分たちがマスターして、もっと、育休に対する大きな考え方をくり上げていくというような時代になってきているのかなと思いますね。

(石阪委員長)

まさにそのとおりだと思います。今と違って、かつては育休取得率というので、男性が何%ということ、数字だけを追っていたんですね。これを何とか10%、20%にしなきゃいけないんだみたいな。ただ、それって取ればいいのかという話で、中身が一切触れずに、取ったら、その男性というのは、基本的には育児参加しましたよというふうに認定されるんですけど、それって、かなり横暴な議論なんですよね。パーセントだけ見るといのはね。

(小川委員)

そうですね。数字だけを求めてしまいます

からね。

(石阪委員長)

足立区としては、ワーク・ライフ・バランス推進企業なり、準備企業になったら、例えば誰でもいいですし、職員の方でもいいんですけど、行って、こういう働き方、あるいはこういう育児の仕方があるということ、各会社に行って、レクをして、ある意味ではいろんな働き方のバリエーションというのを整えてあげるといことをしても、面白いのかなと思いますね。

(小川委員)

そうですね。そのぐらい、足を運んだほうが早く制度としては固まりますね。

(石阪委員長)

今、それはシステムがあるんですね。派遣して、行く。そのときにその企業に合った働き方を柔軟に対応するというような形でやるということ、もしできればね。

そうしたら男女共同参画がやる意味があるという、どちらかというね。単純に利益で分けるのではなくて、働き方全般を見直しますよと。

(内藤委員)

企業に沿った視点と、プラス男性が育児に関わる。それを促進できる仕組みということですね。この委員会的には、より促進できるもので、その中の1つとして、多分、育児休業もあるとは思いますが。1つとしてですね。

(石阪委員長)

そうですね。ただ育児休業の取得率を上げればいいのかという話ではない。

(内藤委員)

ではないですね。

(石阪委員長)

さて、皆さんから、またお話、一通り伺いましたけれども、この中からなるべく皆さんの、比較的出てきた意見を中心に、提言とし

てまとめていただくわけですが、もう少し時間がありますけれども、もし何か補足。

どうぞ。

(内藤委員)

1点、いいですか。

DVのところ、ご意見の中でも、以前、前回の、2ページのDVですから、2ページですね。3つ目の丸のところ、デートDVのこと、ご意見が出て、書いてありますけど、前回聞くべきだったんですけど、このDVのお話を聞いたときに、デートDVのこと、特に若い、10代とか、そのあたりのケースが多いみたいな話ではあまりなかった。相談窓口の受付件数的には。

(石阪委員長)

受け付けとしては。

(内藤委員)

はい。やっぱり専らもうちょっと20代以降、20代、30代が4割、そういうふうな話だったと思うので、もう少し、啓蒙ということはこのチラシをやって、これですよ、これ、みんなに配られていますね。

(石阪委員長)

それを待って、学校に説明に行っていると思います。

(寺島課長)

学校にチラシ等を配らせていただいて、あとデートDVの出前講座というのをやっています。

(内藤委員)

それが多分、この項目でいうと、DVの3の中で1、暴力の未然防止と早期発見に向けた土壌づくりの3-1の、恐らく26番。今、今日配っていただいた資料2の4ページだと思います。事前の周知、啓発みたいな部分ですよ。

実際、そのデートDVが起きた後、それは今日のところに関わる3-2、DV被害者へ

の支援対策の充実のところ、に今度入ってくるかと思うんですが、デートDVの相談体制のところについてはどうなっているのかというと、ちょっとそこにあまり、前回聞かなかったもので、でも数日前に、内閣府も、若者の性被害は初、国の規模で調査をするという報道も流れて、デートDVは全部が性被害ではないですけど、中には性被害も。親密関係の中で起きるものも含まれていて、足立区でも多分デートDVのそれだけの調査ってやっていないと思うんです、国は初めてぐらいですから。

だからまだやっていないと思うんですけど、結構あるんじゃないかと推測されるわけです。

(石阪委員長)

恐らく年齢的には10代ですね。

(内藤委員)

そうですね。

(石阪委員長)

ほとんどが学校を相談窓口にしているケースが多いんじゃないか。直接、本来は行政に来るべきなんですけど、恐らく、学校がそれに対応する。行政としては恐らくほとんど把握していません。デートDVの相談というのは、多分ないと思うんですね。それ専用のをつくってみてもいいということですか。足立区として。

(内藤委員)

でも学校が果たして、その機能を現在果たしているのかということ、先生は大学なので、そういうのをご存じでしょうし。

(石阪委員長)

田中さんなんかも、学校におられて、学校の先生が、じゃ、デートDVが実際にあったときに対応できるのか。

(田中(裕)委員)

小学校は……

(石阪委員長)

中学校、高校あたりか。

(内藤委員)

中学、高校メインですかね。

(石阪委員長)

中学、高校だとどうでしょう。先生方って、ある程度。

(田中(裕)委員)

その実態はちょっと分からない。

(石阪委員長)

分からない。

(田中(裕)委員)

はい。

(内藤委員)

大学はどうですか。

(石阪委員長)

大学は、一応ハラスメント相談室があるので。

(内藤委員)

ありますけれども、デートDVはここだと、こういう……

(石阪委員長)

デートDVはないかな。ハラスメントはある。

(内藤委員)

そうですね。私も大学のハラスメント調査室は、結構事情は分かっていますけど、弁護士さんと結構分かっていると思いますが、デートDV……

(石阪委員長)

で、相談というのはないですね。

(内藤委員)

いやいや、ないわけではないです。大学生同士とかありますけど。でもそれはここだって、学生さんが認識しているかという、若干そういうふうに、啓発が足りていない部分もあって。

(石阪委員長)

ましてや行政に行くということはほとんどないと思いますね。

(内藤委員)

行政の窓口の、DVの窓口に行っていていいという感じは、多分、デートDVは。

(石阪委員長)

学生はね。

(片野委員)

よろしいでしょうか。

DVの展示をやるんですね。それをちょっと調べたところ、やっぱりエンパワーNPO法人で、全国のDVの実態調査を、もう5回ぐらいやっているところがあったんですね。見ていたら、どういうデートDVが出るかという調査があって、私、びっくりしたんですけど、対象者がすごく少なかったんですが、12歳から15歳の女性がアンケートを答えた、11%が嫌がっているのにセックスをするという、性暴力を受けた経験があると答えている。すごくびっくりして、ちょっと分母が小さいので、どのぐらい正確かって分からないんですけど、ただ、少なからずとも、10代の中に、12歳から15歳の中学生ですよ。中学、高校の最初の頃。

それでもあるということが分かったのと、どんどん低年齢化しているというのは、調査のごとになっているというふうに書いてあったので、やはりこの辺は窓口。

(石阪委員長)

それは民間ですよ。今のところね。

(片野委員)

そうです。

(石阪委員長)

結局、学校でもなく、行政でもなく、民間がそれを把握している。

(片野委員)

民間がそれを把握しています。デートDV 110番とかというところに、多分相談が来る

んです。

(石阪委員長)

そうですね。デートDV110番みたいなものの告知というのは、各学校に対しては、さっきのリーフレットみたいな。

(寺島課長)

リーフレットは。

(石阪委員長)

そこを通じてですね。恐らくね。

(片野委員)

はい。そうです。これはやっぱり行政で持っているところがあるんです。自治体の中で、デートDVに関しての相談窓口。

(内藤委員)

あともう一つ。デートDVといったときに、自分が今体験しているものが、これって、デートDVというふうに思えないと、デートDV110番には到達できないので、これは項目が1つ上の啓発的な部分になるかもしれないですけど、今的には、性的同意の話、絡めて、そういう関係になる前に性的な同意が、男女双方に必要、付き合う前にパートナーから必要なんだという、その性的同意の話を含めて、性教育の話ですけれども、そういうふうに始めていかないと、なかなか自分の、この今起きていることがおかしいことなんだという感じにはならない。

そして110番には結びつかないのかなという感じがしました。

(石阪委員長)

恐らく啓発のものとか、チェックリストみたいなものが入っているんですけど。デートDVなのかどうか、該当するのかわかっているのかどうかを含めてですね。本当はそのあたりを丁寧に説明しないと、そもそも自分が当事者なのか、そうじゃないのか。そこが曖昧になる。

(内藤委員)

ただ、これをちょっと見た感じでは、まだ

性的同意の話は組み込まれていないですね。ほかの自治体で、今デートDVでどういう内容の啓発をやっているかを見ると、都内の自治体でも、性的同意から見たデートDVみたいな感じで展開しているところが結構あるので、そういう視点を入れて、性教育から始めるみたいな流れでやったほうがいいかもしれませんね。

(石阪委員長)

いきなりそのDVが入るよりはね。まずはね。

(内藤委員)

そうですね。やっぱり暴力とかハラスメントとかっていうふうに言うと、自分と関係ないと思う人がやっぱり多いので、そこに到達できないということはあると思います。

(石阪委員長)

そういう意味では、デートDVという表現も、かなりDVとなると、自分は関係ないなと思うかもしれないんですけど、区としてどういう形がいいのか。これは専門家とある程度、性教育の専門家に相談して、DVという表現でいいのかどうかも含めて検討が必要かなと思いますね。

(内藤委員)

この辺は、多分DVから始まって、DVって、でも夫婦間だけじゃないんだよと。

(石阪委員長)

逆か。

(内藤委員)

そう。親密関係でも、付き合っている関係でも起きるんだよというところから、広がっているから、デートDVってなっている。DVが先にいけないものというので始まったということですかね。

ただ、そうするとやっぱり敷居が高いというのはおっしゃるとおりですね。

(石阪委員長)

教育には逆のほうがいいような気がする。

(内藤委員)

そうかもしれませんね。

(石阪委員長)

実は自分たちが普通にしていることは、DVなんだということに気づいてもらうということだとすると、デートはデートでいいんですけど、DVに……

(片野委員)

やっぱり加害者になっちゃうこともあるわけですよね。知らないで。だから昔は、ノー・ミーゼンズ・ノーだったけど、ノーと言いましようやっているんだけど、今は、イエス・ウィズ・イエスになって、「はい」って言わなきゃ駄目っていうふうになってきているので、そういうあたりから、教育が必要かなと。

(石阪委員長)

じゃ、その点もそうですね。DVですけど、この形は確かに1つ上になるんですけども、啓発のところ。

(内藤委員)

そうですね。何か支援体制のところ組み込むか、何かちょっと工夫できれば、絡められるといいのかなという感じがしました。

(石阪委員長)

分かりました。

ほか、いかがでしょうか。委員の皆さんから。

4 次回(11/30)議事内容について

(1) 年次報告書作成に向けた提言

(2) 区長報告について

(石阪委員長)

それでは、今まで皆さんからいただいた前回と今回とのご意見を、一応事務局のほうで整理をしていただいて、次回お示しいただいて、また、皆さんに加えていただいたり、場

合によっては変更をいただいたり、そういうことも含めて、一応、委員会については、次回をもって、今年度終了ということになるかと思いますが。

そして、今回は冒頭でもお話があったとおり、評価は皆さんに出してもらえばいい。

(寺島課長)

そうです。

(石阪委員長)

それで、審査をみんなでここでやる。そういう流れですね。ということです。

委員の皆さんから、何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、事務局のほうに一旦お返ししますが、ここですね。区長報告について。いいですか。事務連絡のほうに、お返しします。

5 事務連絡

(明石係長)

先ほど冒頭で申し上げた講座の部分は、何度も繰り返して申し訳ないんですけど、11月16日が締切となっておりますので、よろしくお願ひします。

(石阪委員長)

次回が。

(明石係長)

11月30日です。

(石阪委員長)

30日ということになります。

(石阪委員長)

よろしいですか。

それでは、以上で、本日の会議ですけれども、終了させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。